

本資料は、単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与に関する考え方を整理するための資料として作成したものであるため、通常の規則とは異なる形式を採っている部分があります（別表の位置など）。

単純労務職員の給与に関する規定方法は自治体によって様々であり、本資料における規定方法は、この他にも様々な規定方法が考えられるところのあくまで一例となります。

〇〇町(村)単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与に関する規則のイメージ

平成〇年〇月〇日

規則第〇号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、〇〇町(村)単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和〇〇年〇〇町(村)条例第〇号）第〇条の規定に基づき^{（注1）}、単純労務職員で地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）であるものの給与について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において「単純労務会計年度任用職員」とは、次に掲げる会計年度任用職員をいう。

- (1) 自動車運転の業務に従事する者
- (2) 用務員
- (3) 調理員
- (4) 〇〇
- (5) 前各号に準ずる技能的業務に従事する者

（給料表）^{（注2）}

第 3 条 単純労務会計年度任用職員に適用する給料表（以下「給料表」という。）は、別表第 1 のとおりとする。

^{（注1）} 上記第 1 条は、「〇〇町(村)単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例」が存在し、その中で、非常勤の単純労務職員については他の単純労務職員の給与との均衡を考慮して町(村)長が定める旨が規定されていることを想定したものである。町村によっては、常勤職員の給与条例において、単純労務職員の給与については別に定める旨が規定されている例もある。単純労務職員の給料については、常勤職員・非常勤職員を問わず、具体的な給料額等は規則又は規程で定めることが基本であるため、いずれの形式であったとしても規則又は規程の中に給料額等を規定すれば足りると考えられる。

^{（注2）} 単純労務会計年度任用職員用に独自の給料表を規定する以外にも、「〇〇町(村)単純労務職員の給与に関する規則」に規定されている給料表を適用する、又は給料表を規定している同規則の条文を準用することも考えられる。

別表第1（第3条関係） 給料表^{（注3）}

号給	給料月額
1	〇〇円
2	〇〇円
3	〇〇円
4	〇〇円
（中略）	
〇	〇〇円

（単純労務会計年度任用職員となった者の号給）^{（注4）}

第4条 単純労務会計年度任用職員となった者の号給は、別表第2によるほか、〇〇町(村)会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成〇年〇〇町(村)条例第〇号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

別表第2 職種別基準表（第4条関係）

職種	学歴免許等	基礎号給	上限
自動車運転手	高校卒	〇	〇
	中学卒	〇	〇
用務員		〇	〇
調理員		〇	〇
〇〇	〇	〇	〇

（短時間勤務の単純労務会計年度任用職員の給料額）^{（注5）}

第5条 法第22条の2第1項第1号の規定により採用された単純労務会計年度任用職員（以下「パートタイム単純労務会計年度任用職員」）の給料月額は、前2条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額（以下「基準月額」という。）に、その者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 パートタイム単純労務会計年度任用職員の給料日額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム単純労務会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

^{（注3）} 別表第1では2級以上の職務の級を設けていないため、本資料では等級別基準職務表も設けていない。

^{（注4）} 「〇〇町(村)会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則のイメージ」と同様の規定があることを想定している。

^{（注5）} 給料の生活給としての性格に鑑みると月額が基本と考えられるが、地方公営企業法上は日額及び時間額も否定されていないと解されるため、日額及び時間額についても規定した。

【令和元年11月更新】第2項及び第3項につき、「前条の規定にかかわらず」を削除。

3 パートタイム単純労務会計年度任用職員の給料時間額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

(単純労務会計年度任用職員の手当)^(注6)

第6条 単純労務会計年度任用職員に対する手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当とし、その支給については、会計年度任用職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

(給与の支給方法等)

第7条 単純労務会計年度任用職員に対する給与の支給方法、端数処理、勤務1時間当たりの給与額、給与の減額その他給与の支給に関し必要な事項については、会計年度任用職員給与条例の適用を受ける者の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成32年4月1日から施行する。
- 2 (略)

^(注6) 手当の種類は、本来は条例事項(地方公営企業法第38条第4項)であるが、常勤職員については「単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例」で手当の種類を定めていることから、そのうちの一部の手当しか支給されない会計年度任用職員については規則で手当の種類を規定することも許容されると考えた。

また、手当に関しては、基本的に一般行政職のフルタイム会計年度任用職員の例による(ひいては常勤職員の例による)ことになるが、パートタイム単純労務会計年度任用職員の期末手当に関しては、報酬の平均額を期末手当基礎額とする一般行政職のパートタイム会計年度任用職員の例によることを想定している。